

## 投資信託説明書（交付目論見書）

# MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

### ●委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100  
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)  
ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

### ●受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社



インベスコ投信投資顧問

＜商品分類＞				＜属性区分＞					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (日本を含まない)	ファミリーファンド	為替ヘッジなし	その他 (MSCIコクサイ・インデックス)

上記、商品分類および属性区分の定義は、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

### 委託会社の情報

委 託 会 社 名	インベスコ投信投資顧問株式会社
設 立 年 月 日	平成2年11月15日
資 本 金	4,000百万円(平成24年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	3,499億円(平成24年6月末現在)

- 本書により行う、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年2月16日に関東財務局長に提出しており、平成24年2月17日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年4月2日および平成24年8月17日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき、受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を除く世界各国の株式（DR（預託証書）およびカントリーファンドを含みます。）を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

## ファンドの特色

1

主として、マザーファンド<sup>\*1</sup>受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式に投資します。

※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」です。

2

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）<sup>\*2</sup>に連動する投資成果<sup>\*3</sup>を目指します。

※2 ◇ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

◇MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）とは、MSCIインクが算出する基準日前営業日のMSCIコクサイ・インデックス（米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。

◇MSCIコクサイ・インデックス（米ドルベース）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

◇この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります  
が、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

◇MSCIコクサイ・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。

※3 ファンドは、ベンチマークと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

3

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を除く世界各国の株式（DR（預託証書）およびカントリーファンドを含みます。）を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

## ファンドの特色

1

主として、マザーファンド<sup>\*1</sup>受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式に投資します。

※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」です。

2

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）<sup>\*2</sup>に連動する投資成果<sup>\*3</sup>を目指します。

※2 ◇ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

◇MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース）とは、MSCIインクが算出する基準日前営業日のMSCIコクサイ・インデックス（米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。

◇MSCIコクサイ・インデックス（米ドルベース）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

◇この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります  
が、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

◇MSCIコクサイ・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。

※3 ファンドは、ベンチマークと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

3

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの運用プロセス

ファンドの運用は、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階のプロセスで行います。



## 各運用プロセスの詳細

<b>第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程</b>	インベスコ・グループが独自に開発したリスク管理・ポートフォリオ構築システムを用いて、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。 地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。
<b>第2段階 構築したポートフォリオを管理する過程</b>	MSCIより、指数構成銘柄変更に関するデータ、および組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクションに関するデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーを監視します。また、情報ベンダーから財務データ等を取得し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。 運用管理部は、ファンドの運用リスク分析・パフォーマンス分析を行い、運用リスク管理委員会(IRMC)に報告します。
<b>第3段階 リバランスマネジメントを実施する過程</b>	原則として、MSCIが行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスマネジメントの実行を検討するほか、以下の場合等にも随時、機動的にリバランスマネジメント取引を検討します。 一週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合 コーポレート・アクション、浮動株式調整等により指数構成銘柄、組入比率等が変更となった場合

\* ファンドの運用プロセス等は、平成24年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

\* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

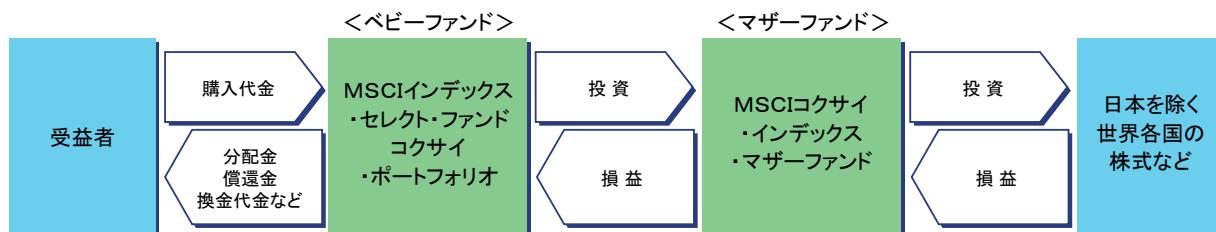
# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



## 主な投資制限

株式への実質投資割合 <sup>※1</sup>	制限を設けません。 ※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券 <sup>※2</sup> への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※2 マザーファンド受益証券は除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定しません。

## 分配方針

- 年1回の11月19日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

1 ファンドの目的・特色

2 投資リスク

3 運用実績

4 手続・手数料

■ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

■投資信託は預貯金とは異なります。

### ■ 基準価額の変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

### ■ その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
- コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、ファンドの投資成果がベンチマークに完全に一致することを保証するものではありません。ファンドの投資成果とベンチマークの騰落率とが乖離する主な要因には、ファンドがマザーファンドを通じて株式を売買する際の取引費用の負担や信託報酬の負担などがあります（これら以外の理由により乖離が生じる場合もあります。）。

### ■ リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- 運用管理部は、ファンドの運用リスクの分析を行い、運用リスク管理委員会に報告します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況および売買取引をモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

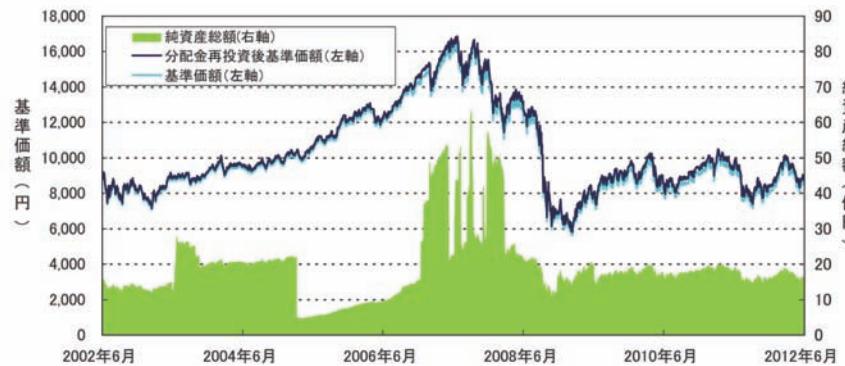
\*上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

### 3. 運用実績

(2012年6月29日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移

### ■ 基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



\* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。  
\* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	8,505円
純資産総額	1,623百万円

### ■ 期間騰落率

期間	ファンド
1ヶ月	2.1%
3ヶ月	-10.8%
6ヶ月	4.8%
1年	-8.9%
3年	9.0%
5年	-46.4%
設定来	-12.0%

\* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

(課税前／1万口当たり)

## ■ 分配の推移

決算期	2007年11月	2008年11月	2009年11月	2010年11月	2011年11月	設定来累計
分配金	140円	0円	0円	0円	0円	446円

## ■ 主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

### ■ 資産配分

	純資産比
株式	97.6%
先物取引	2.3%
キャッシュ等	0.1%
＊株式には、外国投資信託証券などが含まれています。	
銘柄数	1,316

### ■ 組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	アメリカ	58.5%
2	イギリス	10.3%
3	カナダ	5.2%
4	フランス	3.9%
5	オーストラリア	3.8%

### ■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	APPLE	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.5%
2	EXXON MOBIL	アメリカ	エネルギー	1.8%
3	MICROSOFT	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.1%
4	GENERAL ELECTRIC	アメリカ	資本財	1.0%
5	INTL BUSINESS MACHINES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.0%
6	AT & T	アメリカ	電気通信サービス	1.0%
7	CHEVRON	アメリカ	エネルギー	1.0%
8	NESTLE-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	0.9%
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%
10	PFIZER	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.8%

\* 業種はMSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。

## ■ 年間收益率の推移



\* ファンドの年間收益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

\* 2012年は6月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	*分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の2コースがあります。
購入代金	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金価額	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金代金	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金不可日	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英國証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
購入の申込期間	原則として毎営業日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金制限	平成24年2月17日から平成25年2月14日まで
購入・換金申込受付の中止および取り消し	*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
信託期間	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
繰上償還	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
決算日	無期限(設定日:平成9年11月20日)
収益分配	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定にかかる受益権の総口数の10分の1を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することができます。
信託金の限度額	毎年11月19日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
公告	5,000億円
運用報告書	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。
課税関係	*「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
	*「分配金支払いコース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後手数料(3.15%税抜3.00%)がかかる

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める <b>3.15%(税抜3.00%)</b> 以内の率を乗じて得た額									
信託財産留保額	ありません。									
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用(信託報酬)	投資信託財産の純資産総額に <b>年率0.945%(税抜0.90%)</b> を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。									
	<table border="1"><thead><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>配 分(年率)</td><td>0.420%(税抜0.40%)</td><td>0.420%(税抜0.40%)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>0.105%(税抜0.10%)</td></tr></tbody></table>	委託会社	販売会社	受託会社	配 分(年率)	0.420%(税抜0.40%)	0.420%(税抜0.40%)			0.105%(税抜0.10%)
委託会社	販売会社	受託会社								
配 分(年率)	0.420%(税抜0.40%)	0.420%(税抜0.40%)								
		0.105%(税抜0.10%)								
その他の費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 ・監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.105%(税抜0.10%)を上限として、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。									

\*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税:普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税:換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

\*上記は平成24年6月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。